

子ども法 (ISBN978-4-641-12576-6)  
重版訂正 [2016年2月]

2刷にあたり、下記のように修正を行いました。「個人情報保護に関する法律」の改正に伴う修正もありますので、お知らせいたします。

■103頁 15行目 ( ) 内

国保1条・2条 → 1条・2条

■131頁下から5行目以下

……学習させるなどのほか、子どもへの懲戒も一般的に認められていますが、教育上必要な配慮が求められ、授業を受けさせないなど教育を受ける権利を制限することはできません。

↓

……学習させるなどの対応が認められていますが、教育上必要な配慮が求められ、授業を受けさせないなど教育を受ける権利を制限することはできません。事実上の懲戒も教育を受ける権利が前提です。

■141頁 「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)について

① 初刷の2条3項を、2条5項とし、新に2条3項を挿入。

**2条3項** この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

② 23条1項(第三者提供の制限)、25条(開示) [略]

→ 23条1項2項(第三者提供の制限)、25条(開示) [略]

③ 「個人情報の保護に関する法律」の最終行に以下を挿入

(平成27.9.9から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)

④ 「個人情報の保護に関する法律施行令」2条を削除

■148頁 6行目

A君ら3人が見ている前で → B君が「やっぱりやめようよ」と止めたにもかかわらず

■149頁 下から2行目

E君は、国立の児童自立支援施設で生活しており、……

↓

E君は、以前にも、児童自立支援施設にいたことがあり、今回は国立の児童自立支援施設で生活することになった。……

以上